

2 植物品種等海外流出防止総合対策事業

【令和2年度予算概算決定額 137（100）百万円】
（令和元年度補正予算額 312百万円）

<対策のポイント>

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）**や**侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、品種保護に必要な技術的課題の解決、**東アジアにおける品種保護制度の整備を促進**するための協力活動等を推進します。

<政策目標>

農産物の輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数の増加（100品種〔令和4年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

① 海外出願経費の支援

海外での品種登録が我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外への品種登録出願に係る経費を支援します。

② 海外育成者権侵害対策

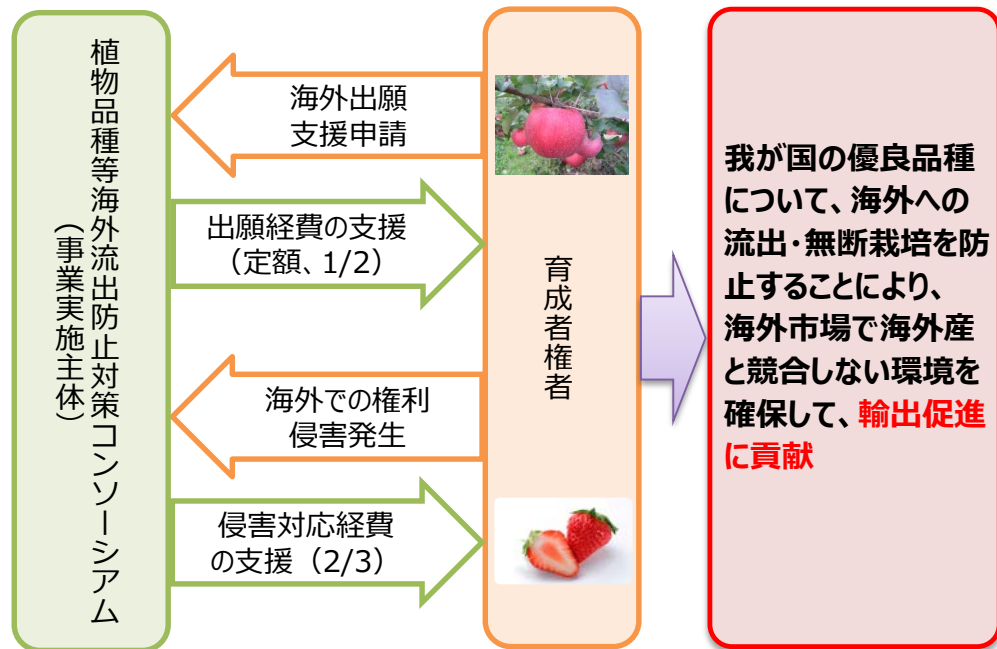
我が国で育成された品種の海外における育成者権侵害に対応するための調査・対策費用を支援します。

③ 種苗資源の保護

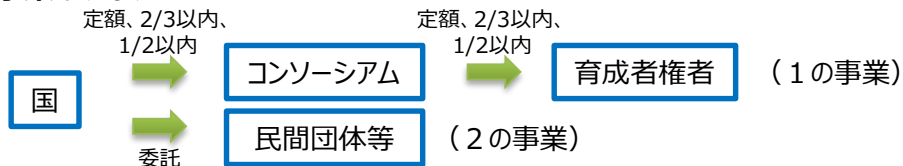
種苗生産の維持が困難となっている伝統野菜等の優良品種の種苗資源を保存する取組を支援します。

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

海外における植物品種保護等を促進するため、品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジアにおける品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 食料産業局知的財産課（03-6738-6443）